

## ハッ場ダム住民訴訟通信-94

2014年1月17日発行

### ハッ場ダム茨城控訴審3月25日判決

去る12月19日、ハッ場ダム茨城控訴審は最終弁論を終え、園尾裁判長は判決を2014年3月25日(火)午後1時15分とすると宣言しました。すでに東京・千葉は控訴人(原告)側の主張を黙殺し、見当違いの判例(※一日校長事件)を持ちだし訴えを却下・棄却に退けました。果たして園尾裁判長は行政の圧力に屈するのか、公正に判断するのか注目されます。

最終弁論は坂本弁護士が「ハッ場ダムの治水負担金を茨城県が支払うのが違法か否か以前に、ハッ場ダムの治水効果が茨城県にとって河川法63条に定める“著しい利益”に相当するのか、取手付近で2.7cmの治水効果は誤差の範囲でしかない」と主張。丸山弁護士は「ダム周辺の岩盤、地すべりの危険性は科学的根拠に基づいて指摘している。被控訴人は安全とするなら、同様に科学的に反論すべきだ。行政の主張を盲信することは許されない」と陳述。谷萩弁護士は「これまでの主張を総括し、原判決のように予断を持つことなく法律と事実に基づく判断を切に望む」と纏めました。最後に控訴人として神原晴美さんが陳述(別添)。茨城控訴審の口頭弁論はすべて終了しました。

**※一日校長事件**：東京都教育委員会がある教頭の退職金を上乗せするため、退職の前日に校長に昇格。東京都はそのまま退職金を支給。支給責任者である東京都知事が訴えられた事件。最高裁判決は、教育委員会と東京都知事はそれぞれ独立した法主体(機関)であり、人事権は教育委員会にあるから、退職金を支払った東京都知事に責任はない、とした。

東京、千葉の判決はこれを援用、国と都県は独立した機関であるとした上で、ハッ場ダム事業は国という機関が決めた事業であり、治水負担金の通知に一見して瑕疵が認められない限り別の機関である都県は支払いを拒否することはできない、とした。

**問題点 1**、都教育委員会と都知事は東京都という一つ自治体の中にある機関であること。国と都県は独立し、しかも並立した機関であること。従って国と都県との利害が対立した場合は拒否できるものである。

**問題点 2**、支払い通知に一見して明らかな瑕疵とあるが、国側の計画あるいは通知に瑕疵が有るか否か以前に、都県にとってハッ場ダムという事業が“著しい利益”が有るか無いかが判断基準になっていない。

**問題点 3**、国という機関が決めたことを、都県という異なる機関が拒否できないとするならば地方自治は根本から崩れ、今後はハッ場ダムのように国の事業に地方自治体の負担金支出差し止めを求める住民訴訟は全て封じられてしまう。主権在民を謳う民主主義そのものが崩壊する。

### ハッ場ダム茨城控訴審判決

日時:3月25日(火)午後1時15分

場所:東京高等裁判所 825号法廷

判決後、弁護団による判決の解説および集会を予定しています。是非ご参加ください。

交通：地下鉄千代田線「霞が関」下車。A-1出口徒歩2分。駐車場もあります。

## 第 9 回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会

### 一年の活動を確認。新たな一歩へ心をひとつにしました。

12月8日、第9回ハッ場ダムをストップさせる茨城の会総会が開かれました。ハッ場ダム基本計画の変更、茨城控訴審の結審を11日後に控えるなど慌ただしい中45人もの市民が集まり、ハッ場ダムは何処へゆくのか、運動はどう有るべきかなど熱く語り合いました。

会はこれまでの運動と控訴審勝利への決意を確認、総会声明を採択しました。定例の議案①2013年度活動報告、②2013年度会計報告・監査報告、③2014年度活動方針、④2014年度予算案、⑤役員改選等、すべて承認されました。決議事項、総会声明は同封書類をご覧ください。

## ダムだけに頼らない流域治水～滋賀県の挑戦に学ぶ～。訴訟9周年1都5県集会

12月21日、ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会は、1都5県の連帯を確認し共同すべく訴訟9周年集会を開催いたしました。テーマは「ダムだけに頼らない流域治水～滋賀県の挑戦に学ぶ～」。基調講演は同テーマで今本博健(京都大学名誉教授)さん。今本さんは京都大学防災研究所所長、淀川流域委員会委員長などを歴任、滋賀県の嘉田知事が進める「流域治水推進条例」の策定・推進に力を注いでいます。

流域治水とは、例えば利根川の基本高水22,000トン/秒のように100年あるいは200年に一度の洪水流量を仮定し、ダムで何トンせき止め、河道へ何トン流す。という「定量治水」では、仮定した場所に仮定通りの雨量が降った場合だけしか機能しないことから、考え方を根本から変えて、何処にどれだけの雨が降っても流域全体で「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」を4本柱にして、「どのような洪水でも県民の命を守る」というものです。どんな利点があるかと言えば…。

- 1 ダムを軸にした治水計画では、ダムが完成するまで小さな洪水でも被害がでるが、すぐにできる堤防強化、用水路の配水ポンプの整備などを先行させれば、かなりのレベルの洪水対策が短期間にできる。ダムの建設はそれからでもいい。
- 2 堤防は耐越水堤防(鋼矢板を打ち込む工法など)にし、河川が溢れても決壊しにくくすることで、避難しやすく被害も小さくできる。
- 3 浸水区域地図は国がつくる1級河川の氾濫図だけではなく内水氾濫なども書き込み、浸水区域では建築規制を設け、建築不可、あるいは2階建て高床式などに制限する。
- 4 これらを整備しつつ、避難所などへの水平避難が難しい場合は、2階へ逃げる垂直避難を住民と共同で徹底させる。

その他多くのメリットがありますが、特筆すべきは利根川河川整備基本方針ではハッ場ダムを造っても更に10数基のダムを必要とし、河川整備の完成は雲を掴むような話であり、費用は幾らかかるかも分かりません。しかし滋賀県方式では緊急度と財源に合わせ、「人命第一」にできるところから整備するため、現実的で効率よく進められていることです。

集会の最後は、高橋弁護団長の「私たち諦めないで…」のあいさつで締められました。

**ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛 柏村忠志**

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯：090-4527-7768